

パソコン管理基準及び特別遵守基準

制定 2010年9月17日

センターのパソコンを使用するにあたり下記の管理基準を制定する。

1. パソコンとカバーに同一番号を付与し収納時も常にその番号を照合する。
2. 使用時は常に同じ番号のパソコンを使用し保守保全に万全を期すこと。
3. 個人データーの保存は各自のメモリーカードに保存しパソコンには個人データーを保存しない。
4. メモリーカード（USB、SD カード、）の持ち込みに当たっては
事前にウイルス駆除をしたものを PC スロットに挿入すること。
5. 原則としてプリインストールソフトを使用し違法ソフト使用は厳禁する。
6. インターネット使用に当たってはウイルス感染に注意し、ウイルス対策
を行なう事。
7. その他疑義が生じた場合は、センター事務局の指示に従う事。

特別**遵守基準**

遵守 1 ・パソコンは、第 **2** 会議室 倉庫に必ず入れること。

会議室以外には、持ち出し原則厳禁。

特別**使用**の場合は、必ず事務局または**会長**に許可を取ること。

遵守 2 ・パソコン機器の在庫確認は、パソコンクラブが定期的実施する。

前期・・・5月 後期・・・11月 年2回行う。

様式は別紙・・・検印サイン・会長確認印がない場合は無効など

遵守 3 ・記入様式は、事後 速やかに事務局に提出する。

遵守 4 : タブレット機器の借用は、基準順守と事務局久保田氏の承認が必要

(改定履歴)

改定履歴①	2016年6月18日付	同好会という語言を削除
②	2016年11月5日付	特別遵守基準の追加
③	2019年3月16日付	タブレット借出し基準の追加